



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(効率車会館)
電話 | (鉄道) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

90.5.14 No. 3216

スト体制確立怒りを胸に 5.19 動労千葉 総決起集会!

不当も「」にきわまれ
その「理由」として会
社側は、「本来の要求以
ては、JR東日本は、「三月
一八日に行われた、前倒
しスト」を正当な争議行
為ではなく、JR移行後
初の処分を行う方針を固
めた。又、ストで被った
損害賠償を求める民事訴
訟も検討している」と新
聞報道された。

JR東日本は、「三月
一八日に行われた、前倒
しスト」を正当な争議行
為ではなく、JR移行後
初の処分を行う方針を固
めた。又、ストで被った
損害賠償を求める民事訴
訟も検討している」と新
聞報道された。

何らの根拠なき 処分を許すな!

「本来の要求以外の目
的」とは何たる言い草か
! 地労委命令を履行せず、
懸案要求に対するまとも
な団交を行わず、スト破
壊のみを優先させ、とり
もなおさずJR総連の要
求を全てのみ・組合事務
所の封鎖・組合役員・組
合員の職場からの排除、
乗務員の宿泊施設からの
叩き出し等、ありとあら
ゆる支配介入ー不当労働
行為=スト破壊に対し、
組合側として当然のこと
くスト防衛のために、労
働省・労働委員会に「通
知」してある通り、戦術
拡大のやむなきに至った
のであって、「突然スト
を行つた」のではない。
又、これも何度もあき
らかにしてきた通り、当

事業の労働組合としては
正当な争議行為とはい
えない」としている、と報
じられている。

局側との折衝の中で不当
な介入策動(乗泊施設か
らの排除)に対しても、こ
のような事を行うならば、
前倒し(一二時から一二
時)を考えざるを得ない
ことを表明していたので
あり、「利用客にストを
知らせる時間」を無為に
すごし、「そんなことは
ないだろう」とタカをく
くっていた当局にこそ全
ての責任があるのである。
JRの場合、告知の義
務は当局側にしか存在し
ない)

われわれの三、一八か
らのストライキは、どの
観点からみても一〇〇%
正当な争議行為である。
JR東日本の「理由」
を認める事は、どの法に
てらしても、どの観点か
らみても正当性がない。
当局の論理がまかり通
るならば、スト権とは、
争議権の行使・戦術の設
定は、経営者側に管理さ
れた「スト」にしかなら
ないではないか!
こんな争議権など、争
議権とは言えない!

5.19 不当処分粉碎 動労千葉総決起集会

とき 5月19日(土) 18時
ところ 千葉市民会館・小ホール

最大限の総力結集で不当処分を粉碎せよ

われわれは全労働者の、
全労働組合の、基本的かつ
最大の権利であるスト
権を守る意味からも、こ
の攻撃=不当処分を許す
ものではない。
全組合員は今こそ火の
玉となって、JR当局=J
R総連一体となつた不
當極まる攻撃を粉碎しき
ろうではないか!
全職場からのスト体制
を万全に構築し、怒りを
胸に、五、一九動労千葉
総決起集会へ結集せよ!
目にものを見せてやろ
うではないか!

**労働者の権利を
守るものわれら!**



90年代の勝利へ、新たな10年を切りひらく!